

【記載例】

産業廃棄物処理業変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

届出者

(〒 700-8570)

住 所 玉野市〇〇△丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 086-〇〇〇-△△△△

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 03320000001号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	水銀使用製品産業廃棄物を 含む・除く 水銀含有ばいじん等を 含む・除く	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を平成29年10月1日時点で現に取り扱っている。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政省令改正のため。

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の計画（水銀回収を行うか否かを明確にして記載すること）

〇〇〇〇で発生する水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分業務を平成29年10月1日以降も引き続き行う。

ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等からの水銀回収は行わない。（水銀回収義務があるものは受託しない。）

2. 取り扱う産業廃棄物（水銀関係）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	中間処理後物の予定処分先の 名称、所在地及び処分方法 (有価物の場合は、予定 売却先の名称及び所在地)
1	水銀使用製品 産業廃棄物 (廃蛍光管)	1 t / 月	固形状	〇〇産業株式会社 玉野市〇〇△番〇号	破碎	〇〇産業株式会社 岡山市北区〇〇△番〇号 (管理型埋立)
2	水銀含有ばい じん等 (汚泥)	1 t / 月	泥状	株式会社〇〇 岡山市北区〇〇△番〇 号	焼却	〇〇株式会社 倉敷市〇〇△番〇号 (管理型埋立)
3						
4						
5						
6						

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

3. 施設の概要（水銀関係）

(1) 中間処理施設（処理する産業廃棄物の保管施設を含む。）

	施設の種類（名称）	設置場所	設置年月日	施設の概要
1	破砕施設	玉野市〇〇△丁目 〇番〇号	平成〇〇年 〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日付け、産業廃棄物処分業（変更）許可申請書の添付資料「中間処理施設の概要」のとおり
2	汚泥の焼却施設	玉野市〇〇△丁目 〇番〇号	平成〇〇年 〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日付け、産業廃棄物処分業（変更）許可申請書における「中間処理施設の概要」のとおり
3				年 月 日付け、産業廃棄物処分業（変更）許可申請書における「中間処理施設の概要」のとおり

(2) 最終処分場

	施設の種類（名称）	設置場所	設置年月日	施設の概要
1				年 月 日付け、産業廃棄物処分業（変更）許可申請書における「最終処分場の概要」のとおり
2				年 月 日付け、産業廃棄物処分業（変更）許可申請書における「最終処分場の概要」のとおり
3				年 月 日付け、産業廃棄物処分業（変更）許可申請書における「最終処分場の概要」のとおり

【上記記載例の施設における設備の増設例】

破 砕 施 設：破砕施設を密閉するためのブース及びブースからの排気を処理するための集塵機を増設

汚泥の焼却施設：施設からの排気を処理するため活性炭フィルターを増設

注1）施設、設備に変更がない場合は、図面等の添付は不要です。

注2）変更した施設が産業廃棄物処理施設である場合には、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の提出が必要となる場合があります。

※ 追加される処理基準等を満たすために設備の増設等を行った場合は、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。（色分け等により既設部分と増設等部分の区別ができるようにすること。）

4. 処分業務の具体的な計画（施設ごとの用途、処分業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1)施設ごとの用途

破碎施設：水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管）

汚泥の焼却施設：水銀含有ばいじん等（汚泥）

(2)処分業務を行う時間

9時から17時まで

(3)休業日

日曜日、祝祭日、年末年始

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（関連する処理基準に照らして記載すること。）

(1) 中間処理施設において講ずる措置

- ①水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう施設ごとに次の措置を講じる。
- ・ 破碎施設：破碎施設を密閉するためのブースを設置し、ブースからの排気を集塵機で処理する。
 - ・ 汚泥の焼却施設：施設からの排気を活性炭フィルターで処理する。
- ②排気処理に用いた集塵設備、活性炭フィルター等は、水銀の含有の状況など、その性状に応じた適切な処理を行う。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ①水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管）は、その他の物と混合したり破損するおそれのないように、仕切りや緩衝剤を設けて保管する。
- ②水銀含有ばいじん等（汚泥）は、水銀の揮発による大気中への飛散を防止するため蓋付の容器に入れ、高温にさらされないよう屋内で保管する。
- ③保管場所の掲示板の「廃棄物の種類」の欄には、ガラスくず、金属くず、汚泥といった当該物を構成する産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれることを明記する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

(参考例)

埋立判定基準に適合するものか否か、排出事業者から十分な情報提供を受けるとともに、自らも抜き打ちで水銀含有量の分析検査を行うなど、適切な搬入管理に努める。

(4) その他

中間処理後の産業廃棄物の処分方法

有 価 物	種 類					
	商 品 名					
	数 量					
	売却予定先					
産 業 廃 棄 物	性	種 類	ガラスくず	金属くず	燃え殻	
		数 量	500kg/月	300kg/月	100kg/月	
	状	形 状	固形状	固形状	固形状	
		有害物質の有無	水銀使用製品産業廃棄物 由来	水銀使用製品産業廃棄物 由来	水銀含有ばいじん等由来	
		有害物質の種類	水銀又はその化合物	水銀又はその化合物	水銀又はその化合物	
業 廃 棄 物 法	自 家 処 理	保 管	保管場所	玉野市〇〇△丁目〇番〇号		
			保管施設	別紙7のB地点		
			保管方法	ドラム缶	ドラム缶	フレコンバッグ
		運 搬	運搬施設	—		
			運搬方法	—		
			処 分	処分場所	—	
		処理施設		—		
		処分方法		—		
		委 託 処 理	運 搬	住 所	玉野市〇〇△丁目〇番△号	
	氏 名			株式会社〇〇運送		
	許可年月日			平成〇〇年〇月〇日		
	許可番号			第03300000003号		
	運搬方法			車両		
	処 分		住 所	岡山市北区〇〇△番〇号	倉敷市〇〇△番〇号	
			氏 名	〇〇産業株式会社	〇〇株式会社	
許可年月日			平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日		
許可番号			第08330000001号	第10040000001号		
処分方法	管理型埋立		管理型埋立			
処分場所	岡山市北区〇〇△番〇号		倉敷市〇〇△番〇号			

保管場所（保管容器）の写真

保管場所	別紙7のA地点	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所での保管状況が（保管容器を含む）が確認できるよう水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管場所の全体が写るように撮影すること。 <p style="text-align: center;">(写真を貼付してください。)</p>		
撮影		平成〇〇年〇〇月〇〇日

保管容器等の名称	鉄製ドラム缶	用途	水銀含有ばいじん等（汚泥）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器等の全体が写るように撮影すること。 <p style="text-align: center;">(写真を貼付してください。)</p>			
撮影		平成〇〇年〇〇月〇〇日	

事業場内の処理施設、保管施設の配置図

注意事項

- ・事業場内での水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の処理施設、保管施設の位置が確認できる配置図を添付すること。